

資 料 編

資料1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
平成元	大山隠岐国立公園	大山駐車場整備	大山町	屋内駐車場(第2期) 鉄骨造2階3層 A=5,322m ² 259台	254,085 ^{千円}
	大山隠岐国立公園	※大山自然科学館整備	大山町	マルチ映像ホール増設 RC造 128m ² マルチスライドシステム等 一式	61,800
	計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			315,885
平成2	大山隠岐国立公園	大山頂上周回木道	大山町	木道 L=332m W=1.0~4.0m サイト造園 A=305m ²	58,000
	計				58,000
平成3	山陰海岸国立公園	浦富休憩舎改築事業	岩美町	休憩舎兼公衆便所 RC造 A=130.0m ²	56,200
	大山隠岐国立公園	大神山公衆便所(便所再整備)改築事業	大山町	公衆便所 RC造 A=40.32m ²	47,000
	小計				103,200
	大山隠岐国立公園	公衆便所再整備事業(間接補助事業—赤碕町)	赤碕町	公衆便所改築 木造 A=44.8m ²	15,000
	小計				15,000
	計				118,200
平成4	山陰海岸国立公園	岩戸公衆便所改築事業	福部村	公衆便所改築 RC造水洗 A=33m ²	23,800
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	雨滝公衆便所改修事業	国府町	公衆便所改築 RC造水洗 A=24m ²	15,800
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山駐車場整備事業	若桜町	駐車場整備、舗装 A=4,707m ²	30,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場車道拡幅工事	〃	取合道路車道拡幅 W=5.0m L=560m	55,000
	小計				124,600

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
平成 4	(間接補助 事業) 山陰海岸国 立公園	公衆便所再整 備事業	鳥取市	公衆便所改築 R C造水洗 A=37.6m ²	17,700 ^{千円}
	小計				17,700
	計				142,300
平成 5	大山隠岐国 立公園	一向平公衆便 所改築事業	東伯町	公衆便所改築木造水洗 A=42.64m ²	37,000
	大山隠岐国 立公園	大平原公衆便 所改築事業	江府町	公衆便所改築木造水洗 A=43m ²	33,800
	大山隠岐国 立公園	大休峠避難小 屋改築事業	大山町	木造平屋 A=33m ²	31,000
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	須賀ノ山登山 道整備事業	若桜町	歩道 W=1.0~1.5m L=2,500m 休憩舎 木造 A=30m ²	32,600
	小計				134,400
	大山隠岐国 立公園	公衆便所再整 備事業	大山町	公衆便所改築木造水洗 A=21m ²	12,600
	小計				12,600
計				147,000	
平成 6	大山隠岐国 立公園	大山寺園地公 衆便所改築事 業	大山町	公衆便所改築木造水洗 A=40.0m ²	26,000
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	扇ノ山登山道 整備事業	八東町	歩道 W=1.0~1.5m L=2,000m 避難小屋 木造 A=48.6m ²	63,600
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	那岐山休憩所 整備事業	智頭町	休憩所木造 A=30.0m ²	23,000
	小計				112,600
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	公衆便所及び 野営場再整備 事業	佐治村	公衆便所改築木造水洗 A=37.0m ² 休憩所 木造 A=164.0m ²	31,200
	小計				31,200
計				143,800	

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
平成 7	大山隠岐国立公園	一向平野営場 再整備事業	東伯町	炊事棟改築木造 A=47.0m ² テントサイト A=4,200m ² 駐車場 A=1,050m ²	50,000 ^{千円}
	大山隠岐国立公園	大山夏山登山 道整備事業	大山町	歩道 W=1.0~1.5m L=2,800m	38,000
	小計				88,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	山王滝野営場 再整備事業	佐治村	管理棟木造平屋建 A=108.0m ² 炊事棟改築木造 A=62.0m ² テントサイト A=4,100m ²	72,000
	小計				72,000
	計				160,000

(2) 県立公園 (単県補助事業)

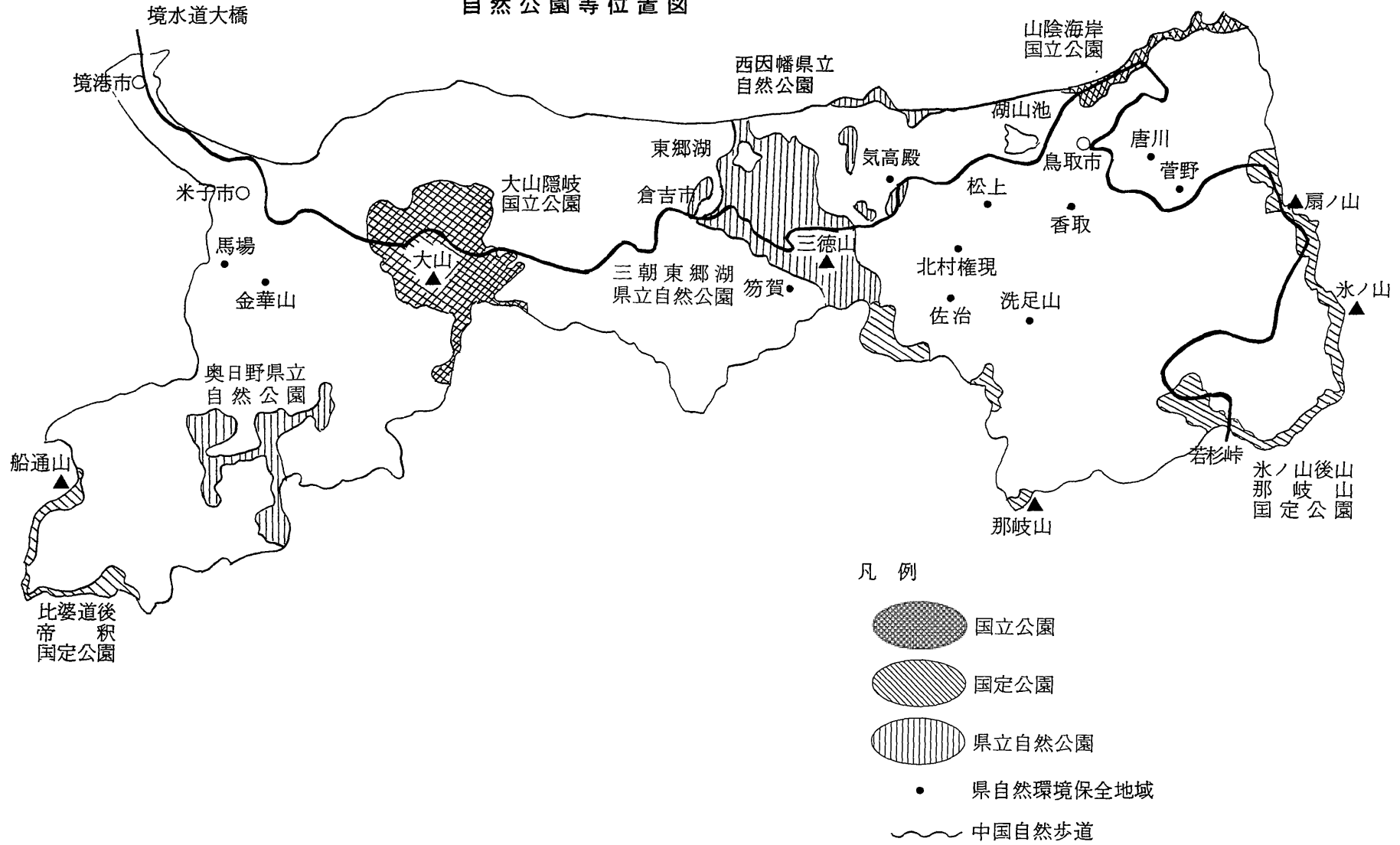
年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
平成 元	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L=242.9m W=1.0~1.5m	7,004 ^{千円}
	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 テントサイト 7基	3,000
	奥日野県立 自然公園	花見山歩道	日南町	登山歩道 L=652m W=1.5m	3,166
	計				13,170
2	西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩道 L=115m W=1.0~1.5m 休憩舎 木造 A=10.5m ²	3,501
	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道	鹿野町	登山道新設 L=489.5m W=1.0~1.5m	4,391
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	休憩舎 木造 A=20.0m ²	2,500
	計				10,392
3	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道	鹿野町	登山道新設 L=815.8m W=1.0m	4,199
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	防護柵 77m テーブル、ベンチ 1式	4,223
	奥日野県立 自然公園	花見山休憩舎	日南町	休憩舎 木造 A=16.0m ²	2,005
	計				10,427
4	西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道新設 W=1.0m L=330m W=2.0m L=32m	2,009
	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道	鹿野町	登山道 W=1.5m L=656.7m 東屋1、指導標3、案内板1	6,129
	西因幡県立 自然公園	長尾岬歩道	青谷町	歩道新設 W=1.5m L=336.1m	9,044
	三朝東郷湖 県立自然公園	三徳山歩道	三朝町	歩道新設 W=1.0~1.5m L=140m	5,000
	奥日野県立 自然公園	花見山駐車場	日南町	駐車場整備 A=3,429m ²	8,348

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
平成 4	計				千円 30,530
5	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道 標識	鹿野町	登山道 案内板 14基	3,016
	西因幡県立 自然公園	長尾岬歩道	青谷町	歩道 W=1.5m L=71.8m	9,041
	三朝東郷湖 県立自然公園	三朝温泉歩道 駐車場	三朝町	駐車場 A=465m ²	4,102
	奥日野県立 自然公園	石霞溪園地	日南町	休憩舎 木造 2棟 公衆便所 木造 1棟	10,319
	計				26,478
6	西因幡県立 自然公園	長尾岬歩道	青谷町	歩道 W=1.5m L=164m	7,895
	三朝東郷湖 県立自然公園	勝山城跡駐車 場	気高町	駐車場舗装 A=328m ²	2,065
	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	歩道 W=2.0~3.0m L=332m 駐車場舗装 A=650m ²	6,077
	計				16,037
7	西因幡県立 自然公園	勝山城跡車道	気高町	歩道 W=3.5m~5.3m L=127m	2,513
	三朝東郷湖 県立自然公園	太平山園地	気高町	歩道舗装 W=1.6m L=250m ベンチ 3基	4,762
	奥日野県立 自然公園	石霞溪歩道	日南町	歩道 W=1.5m L=18.5m 標識 1基	5,005
	計				12,280

(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
平成 4 (再整備)	川床・一向平	大山町 東伯町	歩道 W=1.0~1.5m L=2,880m 標識 L=6,220m	10,000 ^{千円}
	羽衣石 浜坂	東郷町 三朝町 鹿野市 鳥取市	歩道 W=1.5m L=1,647m 標識 L=24,850m	12,000
	計			22,000
5 (再整備)	岩戸・大谷	福部村 岩美町	歩道 W=1.0~1.5m L=3,770m 休憩舎 木造 A=20m ²	20,000
	岩常・美敷	岩美町 国府町	標識整備 L=37.9km 休憩舎 木造 A=20m ²	12,000
	計			32,000
6 (再整備)	姫路・扇ノ山	郡家町	歩道 W=1.0~1.5m L=1,780m 標識整備 L=1.7km	28,200
	計			28,200
7 (再整備)	雨滝・扇ノ山	国府町	歩道 W=1.0~1.5m L=2,000m 標識整備 L=11.0km	30,000
	羽衣石公衆便所	東郷町	公衆便所改築木造A=22.0m ²	17,100
	計			47,100

自然公園等位置図



資料2 自然科学館の利用状況

(単位 人)

施設名 年度	大山自然科学館	山陰海岸自然科学館	計
61	64,389	12,435	76,824
62	65,600	13,046	78,646
63	67,792	19,413	87,205
元	75,598	14,974	90,572
2	87,247	13,872	101,119
3	73,530	15,772	89,302
4	71,618	15,125	86,743
5	70,965	14,685	85,650
6	91,670	11,033	102,703
7	82,250	10,432	92,682

資料3 温泉資源保全調査状況

温泉地名 調査状況	調査年度	調査内容	調査費 (千円)
皆 生	昭和52年度～54年度	調査 試験井掘削(3井)	35,700
三 朝	昭和55年度～56年度	調査 試験井掘削(5井)	37,351
東郷・羽合	昭和56年度～58年度	調査 試験井掘削(6井)	70,480
浜 村	昭和58年度～60年度	調査 試験井掘削(5井)	36,298
関 金	昭和60年度～62年度	調査 試験井掘削(4井)	48,268
鹿 野	昭和62年度～平成元年度	調査 試験井掘削(4井)	48,414
岩 井	平成元年度～3年度	調査 試験井掘削(3井)	43,976
吉 岡	平成3年度～5年度	調査 試験井掘削(4井)	59,210
鳥 取	平成5年度～7年度	調査 試験井掘削(3井)	68,084

資料4 自然環境保全基礎調査実施状況

区 分		実 施 期 間	実 施 箇 所 数	調 査 箇 所 名	
調 査 回 数	調 査 名				
第1回	植生調査	昭和 48年度	15	意上奴神社社叢、松上神社社叢、菅野、酒賀神社、籠津海岸、長田神社社叢、花倉山、別所、金谷川、解脱寺、上阿毘縁神社社叢、唐川、洗足山、御熊、小河内	
	動物調査			4	金谷川、別所、唐川、瓜谷
	地形・地質調査			6	菅野、籠津海岸、高清水高原・人形峠、稲葉山・宮ノ下、佐治谷、金華山
第2回	植生調査	昭和 53年度	11	長尾鼻、新田、八葉寺川、虫井神社、赤蔵神社、扇ノ山、泊海岸、田代、曾谷、金ヶ谷山、坂田 南田神社	
				特定植物群落調査	54年度
	須賀の山古敷岩の風衝低木群落	倉田八幡宮の社叢			
	甘露神社のスダジイ二次林	意上奴神社社叢			
	浦富海岸のクロマツ林	松上神社のスダジイサカキ林			
	南田神社社叢	矢橋神社社叢			
	陣鉢山周辺の自然林	鷲峰神社社叢			
	唐川湿原植生	高鉢山北谷の自然林			
	唐川のモミ林	犬山神社社叢			
	宇部神社社叢	那岐山の風衝低木林			
	鳴滝山の自然林(トチノキ・スギ・サワグルミ・ブナ)	那岐山山頂草原			
	赤蔵神社社叢	金山神社社叢			
	虫井神社社叢	三徳山の自然林(I)			
	椎谷神社社叢	三徳山の自然林(II)			
久松山のスダジイ林	倭人神社社叢				
鳥取砂丘植生	波々伎神社社叢				

				<table border="1"> <tbody> <tr><td>打吹山のスタジイ林</td><td>日野町秋縄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>御崎のハマヒサカキ群落</td><td>別所のコナラーソヨゴ林</td></tr> <tr><td>甲ヶ山周辺の自然植生</td><td>大木屋神社社叢</td></tr> <tr><td>地獄谷のミズナーサワグルミ群落</td><td>大宮神社のモミ林</td></tr> <tr><td>烏ヶ山のミヤマハンノキ林</td><td>石霞溪のアカマツ林</td></tr> <tr><td>甲川のイヌシデ林</td><td>三栄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>甲川のサワグルミ林</td><td>日谷神社社叢</td></tr> <tr><td>甲川のクマシデ林</td><td>下阿毘縁神社社叢</td></tr> <tr><td>大崎大神山神社のスギ林</td><td>砥破神社のクリーコナラ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部の自然草地植生</td><td>扇ノ山のブナ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部付近の自然低木林</td><td>菅野湿原</td></tr> <tr><td>大山の中腹自然林</td><td>三国山のブナ林</td></tr> <tr><td>長田神社社叢</td><td>洗足山のヒノキーヒメコマツ林</td></tr> <tr><td>粟島神社社叢</td><td>花倉山の自然林</td></tr> <tr><td>金毘羅神社社叢</td><td>田代の風衝草原</td></tr> </tbody> </table>	打吹山のスタジイ林	日野町秋縄のケヤキ林	御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナラーソヨゴ林	甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢	地獄谷のミズナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林	烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林	甲川のイヌシデ林	三栄のケヤキ林	甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢	甲川のクマシデ林	下阿毘縁神社社叢	大崎大神山神社のスギ林	砥破神社のクリーコナラ林	大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林	大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原	大山の中腹自然林	三国山のブナ林	長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林	粟島神社社叢	花倉山の自然林	金毘羅神社社叢	田代の風衝草原
打吹山のスタジイ林	日野町秋縄のケヤキ林																																	
御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナラーソヨゴ林																																	
甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢																																	
地獄谷のミズナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林																																	
烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林																																	
甲川のイヌシデ林	三栄のケヤキ林																																	
甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢																																	
甲川のクマシデ林	下阿毘縁神社社叢																																	
大崎大神山神社のスギ林	砥破神社のクリーコナラ林																																	
大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林																																	
大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原																																	
大山の中腹自然林	三国山のブナ林																																	
長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林																																	
粟島神社社叢	花倉山の自然林																																	
金毘羅神社社叢	田代の風衝草原																																	
	地形 地質 調 査		3	長尾鼻、泊海岸、曾谷																														
	海域生物 環境 調 査		5	小鴨が磯、御崎、酒ノ津、赤碓港、東坪																														
第3回	植生調査	昭和 58年度 、 62年度	32	扇ノ山、陣鉢山、不動ガ嶽、菅沢、神戸上桑平峠、河合谷高原、鳥越峠、大木屋神社、三栄、城山、高尾神社裏、 楽々福神社、城山、滝山公園、 扇ノ山、陣鉢山、河合谷高原、印賀大向、与一谷、河合谷高原、日野川、阿毘縁、御墓原、倉谷、日野川、孝霊山、 楨原、一ノ投、福頼、荻名、馬佐良、落合																														
	特定植物 群落 生 育 調 査		7	浦富熊野神社社叢、坂ノ谷神社照葉樹林、樗谿公園モミ林、 東大山域ヒメコマツ群落、東大山域クロソヨゴ低木群落、 黒坂キンツツジ群落、金華山熊野神社社叢																														

	特定植物群落調査 (追跡調査)		60	第2回の特定植物群落調査地点
	特定植物群落調査 (追加群落)		8	甌山コナラランデ林、久松山アベマキ林、日吉神社スタジイ林、伏野神社スタジイ林、権現の森、三滝溪谷フナ林、大山ミズナラ、三滝溪谷のスキージャクナゲ群落
	特定植物群落調査 (生育状況調査群落)		8	唐川湿原植生、久松山スタジイ林、鳥取砂丘の植生、大山寺大神山神社スギ老齢林、大山中腹の自然林、大山ズナフ 権現の森、大山山頂部付近の自然草原
	湖沼 河川 調 査		6	多鯰ヶ池、湖山池、東郷池、千代川、天神川、日野川
	海 域 生 物 環 境 調 査		3	赤碓港、酒ノ津、東坪
第4回	巨樹巨木林 調 査	昭 和 63年度 ↓ 平 成 4年度	517	地上 130 cm の位置の幹周が 300 cm 以上の樹木 (巨樹) 及びこれらが複数生育する樹林 (巨木林)
	藻場 干潟 調 査		28	藻場 (23カ所) 陸上、羽尾、網代・田後、大谷、岩戸、海士島、酒ノ津、長尾鼻 (気高町)、長尾鼻 (青谷町)、井手、小浜、泊、宇野 (泊村)、宇野 (羽合町)、逢束、八橋、別所、赤碓、御崎、塩津、下木料、御来屋、富長、平田、淀江 干潟 (5カ所) 豊成・下木料、真子川、下坪、御来屋、彦名干拓地
	身近な生き 物 調 査		(参加者) 895人	広く自然愛好者の参加を得て、「身近な動植物」の分布や生態を調べ、国土や身近な自然を診断
	植 生 調 査		全 県	第2回及び第3回自然環境保全基礎調査の結果により作成した植生図を修正
	湖 沼 調 査		3	多鯰ヶ池、湖山池、東郷池
	河 川 調 査		3	八東川、小鹿川、甲川
第5回	動 植 物 分 布 調 査	平 成 5年度	全 県	県下の動植物に関する情報を文献資料から収集した。
	湿 地 調 査	↓	6	唐川湿原、菅野湿原、湖山池、水尻池、東郷池、中海水鳥公園
	生物多様性調査 [種の多様性調査]	平 成 7年度	全 県	県下の動植物の分布に関する情報を文献等から収集及び現地調査

海 辺 調 査	全 県	浅海域の概要、法指定等の状況、海岸線の改変状況、生物の生息状況等について調査
身近な生き物 調 査	全 国	広く自然愛好家の参加を得て、「身近な動植物」の分布や生態を調べ、国土や身近な自然を診断

資料5 自然解説実績

区分 年度	大山自然解説		山陰海岸自然解説	
	日数	参加者	日数	参加者
61	54	2,312	10	302
62	55	2,080	9	287
63	55	2,254	9	292
元	53	2,250	8	285
2	52	2,291	7	292
3	55	2,341	7	224
4	56	2,432	6	266
5	57	1,158	6	152
6	60	1,009	8	118
7	48	965	5	585

資料6 自然観察指導員研修実績

年度	期日	場所	参加者
平成2	平成3年2月2日～3日	大山町（大山青年の家）	45名
3	平成3年10月19日～20日	江府町（鏡ヶ成）	45名
4	平成4年8月29日～30日	鳥取市・岩美町（牧谷）	51名
5	平成5年10月30日～31日	倉吉市・三朝町	43名
6	平成6年10月15日～16日	江府町（鏡ヶ成）	43名
7	平成7年7月22日～23日	鳥取市（鳥取砂丘）	21名

資料7 平成6年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概 要

平成6年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、平成6年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編平成7年12月から抜粋。

注2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注3 複数局ある場合は、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表1～表5のとおり

表1 二酸化いおうの比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.003	0	0	0	0	0.050	0.007
		0.005					0.085	0.010
島根	2 (2)	0.004	0	0	0	0	0.023	0.007
							0.086	0.012
岡山	56 (15)	0.003	0	0	0	0	0.016	0.005
		0.011		2			0.0	0.131
広島	42 (19)	0.003	0	0	0	0	0.019	0.006
		0.010					0.092	0.019
山口	38 (13)	0.003	0	0	0	0	0.017	0.005
		0.008		4			0.0	0.160

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	局数	区分	年平均値		8時間値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
			(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
鳥取	3 (3)		0.3 } 0.4	0	0	0	0	2.5 } 3.5	0.5 } 0.8	
島根	1 (国設)		0.3	0	0	0	0	1.6	0.5	
岡山	1 (国設)		0.6	0	0	0	0	4.3	1.4	
広島	1 (国設)		0.3	0	0	0	0	1.2	0.5	
山口	4 (3)		0.6 } 0.9	0	0	0	0	3.5 } 5.5	1.2 } 1.5	

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	局数	区分	年平均値		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
			(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
鳥取	3 (3)		0.023 } 0.025	0 } 4	0 } 0.0	0 } 1	0 } 0.3	0.155 } 0.465	0.053 } 0.062	
島根	2 (2)		0.025 } 0.027	0	0	0	0	0.145 } 0.182	0.050 } 0.062	
岡山	50 (15)		0.023 } 0.055	0 } 59	0 } 0.7	0 } 33	0 } 9.0	0.137 } 0.488	0.052 } 0.135	
広島	37 (18)		0.028 } 0.050	0 } 13	0 } 0.1	0 } 5	0 } 1.4	0.115 } 0.306	0.056 } 0.098	
山口	38 (13)		0.020 } 0.040	0 } 47	0 } 0.5	0 } 4	0 } 1.2	0.131 } 0.409	0.044 } 0.097	

表4 窒素酸化物の比較

区分 都道府県局数		一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	NO ₂	
						(ppm)	(ppm)						(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.002	0.044	0.006	0.006	0	0	0.063	0.011	0.008	0.119	0.017	71.7	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	}
		0.005	0.173	0.014	0.012			0.115	0.024	0.016	0.214	0.037	74.9	
島根	2 (2)	0.002	0.036	0.006	0.004	0	0	0.042	0.010	0.006	0.062	0.015	65.1	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.070	0.007	0.005	0.051			0.013	0.007	0.090	0.019	66.3		
岡山	46 (15)	0.004	0.076	0.017	0.010	0	0	0.055	0.022	0.014	0.116	0.038	38.8	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.029	0.360	0.107	0.027			0.170	0.053	0.054	0.442	0.139	72.4	
広島	43 (19)	0.002	0.033	0.006	0.007	0	0	0.042	0.019	0.009	0.064	0.027	35.3	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.031	0.304	0.077	0.026			0.091	0.046	0.049	0.354	0.105	78.9	
山口	27 (13)	0.004	0.090	0.013	0.008	0	0	0.041	0.018	0.014	0.123	0.033	55.1	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	
		0.017	0.500	0.065	0.023			0.106	0.043	0.039	0.578	0.098	71.4	

(注) ザルツマン係数0.84の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	局数	区分		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		昼間測定日数	昼間測定時間	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	347	5,113	8	24	0	0	0.077	0.035
		358	5,242	117	783			0.099	0.055
島根	2 (2)	339	4,932	102	569	0	0	0.104	0.054
		360	5,287	106	609			0.117	0.055
岡山	39 (14)	236	3,444	39	130	0	0	0.097	0.040
		365	5,430	149	822	8	15	0.193	0.059
広島	32 (16)	345	5,064	56	197	0	0	0.100	0.042
		365	5,369	141	903	11	24	0.162	0.059
山口	19 (13)	358	5,264	14	29	1	1	0.074	0.037
		365	5,396	119	628			0.122	0.054

3 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化いおう	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
光化学オキシダント	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値（1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値）が20ppm以下であること。	

資料8 ばい煙発生施設に対するばいじんの排出基準の概要 (県内該当施設)

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (g/Nm ³)			標準酸素濃度 On (%)	備考
		区分 規模 (万Nm ³ /H)	既設	新設		
1	ガス専焼	4以上	0.05	0.05	5	◎当分の間On=Os
		4未満	0.10	0.10		
	重油その他液体専焼並びにガス及び液体の混焼	20以上	0.07	0.05	4	
		4~20	0.18	0.15	4	
		1~4	0.25	0.25	4	
		1未満	0.30	0.30	◎ 4	
	紙・パルプの製造に伴う黒液燃焼	20以上	0.20	0.15	Os	
		4~20	0.35	0.25		
		4未満		0.30		
	石炭燃焼	20以上	0.15	0.10	6	
		4~20	0.25	0.20		
		4未満	0.35	0.30		
1	低カロリー石炭燃焼	—	△0.45	—	6	△H7.7.2まで5,000kcal/kg以下のものかつH7.7.3以降5,500kcal/kg以下のもの
	触媒再生塔付属	—	0.30	0.20	4	◎当分の間On=Os
	前記を除く	4以上	0.30	0.30	◎ 6	(注) 小型ボイラーで60.9.9以前に設置されたもの及びガス、灯油、軽油、A重油を使用するものは適用しない。そのほかのものは、それぞれ最小規模の基準(ただし65.9.9までに設置されたものは0.5g/Nm ³)
		4未満	0.40			
2	ガス発生炉	—	0.05	0.05	7	
	ガス加熱炉	—	0.10	0.10	7	
5	金属溶解炉	4以上	0.10	0.10	Os	※アルミニウム用反射炉は当分の間0.30
		4未満	※0.20	※0.20		
6	金属加熱炉	4以上	0.15	0.10	◎ 11	◎当分の間On=Os
		4未満	0.25	0.20		
7	石油加熱炉	4以上	0.10	0.10	6	※潤滑油製造用で1万Nm ³ /H未満のものは当分の間0.18
		4未満	※0.15	0.15		

令 項 別 表 番 一 号	施 設 の 種 類		排 出 基 準 値 (g/Nm ³)			標 準 酸 素 濃 度 On (%)	備 考
			区 分	既 設	新 設		
9	焼 成 炉	石灰焼成炉	—	0.30	0.30	15	◎当分の間On=Os
		土中釜	—	0.40	0.40	15	
		セメント焼成炉	—	0.10	0.10	10	
		耐火物原料 又は耐火レンガ 製造用	4以上	0.10	0.10	18	
			4未満	0.20	0.20		
		前記を除く	4以上	0.15	0.15	◎15	
4未満	0.25		0.25				
11	乾 燥 炉	4以上	0.15	0.15	16	★1万Nm ³ /H未満は0.35	
			4未満	★0.30			0.20
		骨材乾燥炉	—	※0.50	0.50	16	※2万Nm ³ /H未満は0.60
13	廃棄物焼却炉	—	0.50	0.50	◎12	◎当分の間On=Os	
		4以上	0.15	0.15	◎12	◎当分の間On=Os	
			4未満	0.50			0.50
29	ガスター ビン	常用	—	△	0.05	16	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	
30	ディーゼル 機関	常用	—	△	0.10	13	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	
31	ガス機関	常用	—	0.05	0.05	0	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	
32	ガソリン 機 関	常用	—	0.05	0.05	0	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	

- (注) 1 上表区分の既設は昭和57年5月31日までに(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日)設置又は着工されたもので、新設は昭和57年6月1日以降に(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日)設置されたものである。
- 2 熱源として電気を使用するもの及び上表で標準酸素濃度OnがOsとなっているものは、標準酸素濃度補正方式を適用しない。
- 3 項番号11の乾燥炉で、直接熱風乾燥型のものは標準酸素濃度をOsとする。
- 4 ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C ばいじん量 (g/Nm³)
On 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
Os 測定時の酸素濃度 (%)
Cs 測定時のばいじん量 (g/Nm³)

資料9 ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の排出基準の概要 (県内該当施設)

令項別表番号第一号	施設の種類		排出基準値 (ppm)							標準酸素濃度 On (%)	備考	
			設置年月日	48	4850	5052	5254	5458	5862			62
				・以 8	・ 8 12	・ 12 6	・ 6 8	・ 8 9	・ 9 3			・ 4
		規模 (万Nm ³ /H)	9 前	10 9 ?	10 17 ?	18 9 ?	10 9 ?	10 31 ?	1			
1	ボイラー (伝熱面積10m ² 以上)	ガス専焼	50以上	} 130	} 130	} 100	60	60	60	60	5	液体燃焼ボイラーで52.99以前に設置された排出ガス量0.5万Nm ³ /H未満の過負荷燃焼型のものについては適用しない。 ◎52.9.10～54.8.9までに設置のものは設置された日から180ppm
			10～50				100	100	100	100		
			4～10	} 150	} 150	} 130	130	130	130	130		
			1～4				150	150	150	150		
			1未満									
	液体燃焼	50以上	} 180	} 180	} 150	130	130	130	130	4		
		10～50				150	150	150	150			
		4～10	230	230	} 250	} 180	} 180	} 180				
		1～4	250	250					250		180	
	1未満											
固体燃焼	70以上	} 400	} 300	} 300	} 300	} 300	} 300	} 300	} 200	6	◎当分の間 350ppm	
	50～70											350
	20～50	} 450	} 380	} 350	} 350	} 350	} 350	} 300	} 300			
	4～20											480
	0.5～4											
0.5未満												
小ボイラー型1	液体燃焼	—	—	—	—	—	—	—	◎260	4	◎65.9.9まで設置されたものは300ppm	
		—	—	—	—	—	—	—	350	6		
2	ガス発生炉・加熱炉	—	170	170	170	170	150	150	150	7		
		—	360	360	360	360	150	150	150			
5	金属溶解炉	—	200	200	200	200	180	180	180	12	キューボラは適用除外	
6	金属加熱炉 (ラジアントチュープ型)	10以上	} 200	} 200	} 200	100	100	100	100	11		
		1～10				150	150	150	150			
		0.5～1				180	180	180	180			
		0.5未満										
6	金属加熱炉 (ラジアントチュープ型及び鍛接鋼管用を除く)	10以上	} 160	} 170	} 170	100	100	100	100	11		
		1～10				150	130	130	130			
		0.5～1				170	150	150	150			
		0.5未満				200	200	180	180			
7	石油加熱炉	4以上	} 170	} 170	} 100	100	100	100	100	6		
		1～4				150	130	130	130			
		0.5～1	} 180	} 180	} 200	150	150	150	150			
		0.5未満				200	200	200	180			180

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)								標準酸素濃度 On (%)	備考
		設置年月日 規模 (万Nm ³ /H)	48 ・以 8 ・ 9 前	4850 ・ 8 12 ・ 10 9 }	5052 ・ 12 6 ・ 10 17 }	5254 ・ 6 8 ・ 18 9 }	5458 ・ 8 9 ・ 10 9 }	5862 ・ 9 3 ・ 10 31 }	62 ・以 4 ・ 1 降		
9	石灰焼成炉のうちガス 燃焼ロータリーキルン	—	300	300	300	300	250	250	250	15	
	その他の焼成炉 及び溶融炉	—	200	200	200	200	180	180	180		
11	乾燥炉	—	250	250	250	250	230	230	230	16	
13	廃棄物焼却炉 (連続炉に限る)	4以上 4未満	} 300	} 300	} 300	250 300	} 250	} 250	} 250	12	
	廃棄物焼却炉 (連続炉を除く)	4以上 4未満	—	—	—	250	250	250	250		

(注) 1 熱源として電気を使用するものについては、適用しない。

2 排出基準値は、次式により算出する。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \frac{21 - O_n}{21 - \text{酸素測定濃度、} O_s (\%)} \times \text{窒素酸化物測定濃度 (ppm)}$$

ただし、酸素測定濃度が、20%を超える場合にあっては、20%とする。

3 小型ボイラーにあっては、60.9.10以降設置されたものに適用する。

なお、軽質液体燃料を使用する小型ボイラーには適用しない。

資料10 ガスタービン及びディーゼル機関に係る窒素酸化物の排出基準

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)						標準酸素濃度 On (%)	備考			
		既設	新設									
29	ガスタービン	常用	△	・70ppm 但し燃料種別及び規模に応じた段階的規制						16	△ 当分の間 適用猶予	
				液体	燃料種別	設置時期	63.2.1~ 64.7.31	64.8.1~ 66.1.31	66.2.1~			
					排ガス量							
					45,000Nm ³ h未満		120	100	70			
45,000Nm ³ h以上		100	100	70								
気体	45,000Nm ³ h未満		90	70	70							
		非常用	△	△					—			
30	ディーゼル機	常用	△	950ppm 但し、シリンダー内径 400mm以上の大型機関は、						13	△ 当分の間 適用猶予	
				63.2.1~64.7.31	1,600ppm							
				64.8.1~66.1.31	1,400 "							
				66.2.1~当分の間 対策技術評価後	1,200 " 950 "							
		非常用	△	△					—			

(注) 上表区分の既設は昭和63年1月30日までに設置又は着工されたもので、新設は、昭和63年2月1日以降に設置されたもの。

資料11 ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出基準

令別表第一号	排出基準値 (ppm)						標準酸素濃度 O _n (%)	備考
	設置年月日 施設の種類の	63 1 31 以 前	63 2 1 31 H3 1 31	H3 2 1 31	H6 1 31	H6 2 1 以後		
31	ガス機関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		
32	ガソリン機	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		

(注) ◎平成5年1月31日まで適用猶予

○平成3年7月31日まで適用猶予

△当分の間適用猶予

資料12 大気汚染防止法第18条の3の総理府令で定める一般粉じん発生施設の管理基準

(施行規則第16条 昭和46. 6.22)

令別表第2の項番号	一般粉じん発生施設	規模	管理基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれがある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
3	ベルトコンベア 及びバケットコ ンベア（鉱物、 土石又はセメン トの用に供する ものに限り、密 閉式のものを除 く）	ベルトの幅が 75 cm以上で あるか、又は バケットの内 容積が0.03 m ³ 以上であ ること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩碎 機（鉱物、岩石 又はセメントの 用に供するもの に限り、湿式の もの及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力は75 kw 以上であるこ と。	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、 岩石又はセメン トの用に供する ものに限り、湿 式のもの及び密 閉式のものを除 く）	原動機の定格 出力が15 kw 以上であるこ と。	5の基準は、「4の基準」と同じ。